天童市赤ちゃんの駅設置事業実施概要

（目的）

　天童市赤ちゃんの駅事業（以下「事業」という。）は、授乳又はおむつ替えのできる施設を登録し、公表することにより、乳幼児連れの親子が安心して外出できる環境の整備を図るとともに、地域社会全体で子育てを支えるまちづくりを推進することを目的とする。

（定義、登録要件）

　この要綱において、赤ちゃんの駅とは、市内の公共施設又は民間施設（以下「施設」という。）で、次の各号の両方又はいずれかを提供し、赤ちゃんの駅として市が登録した施設とする。

　(1)　授乳の場所の提供

　　ア　授乳のための場所は、四方を隔壁で仕切られた部屋又はパーテーションなどで仕切られたスペースなど、利用者が外部の目を気にせず授乳できる場所とする。

　(2)　おむつ替えの場所の提供

　　ア　おむつ替えのための場所は、ベビーベッドが設置されている場所又は畳敷きなど、おむつ替えができる場所とする。

イ　紙おむつなどのごみは、利用者が持ち帰るものとする。ただし、登録施設が専用のごみ箱を用意する場合はこの限りではない。

（利用対象者）

　利用者は、原則として乳幼児（概ね３歳未満の児童）連れの保護者で、利用は授乳又はおむつ替えに限るものとする。

（表示等）

　天童市赤ちゃんの駅の目印として市長が交付するステッカーを、登録施設の利用者の目に付きやすい場所に掲示する。

（公表）

　登録された施設の名称、位置、利用可能な設備及び日時等の情報は、市のホームページ等で公表する。

本事業以外に子育て応援宣言等の子育て支援の取組を行っている場合、市は登録情報にあわせて市のホームページ等で紹介する。